

協 議 会 資 料

平成30年8月13日

平成30年7月豪雨による被害状況及び対応について

呉 市

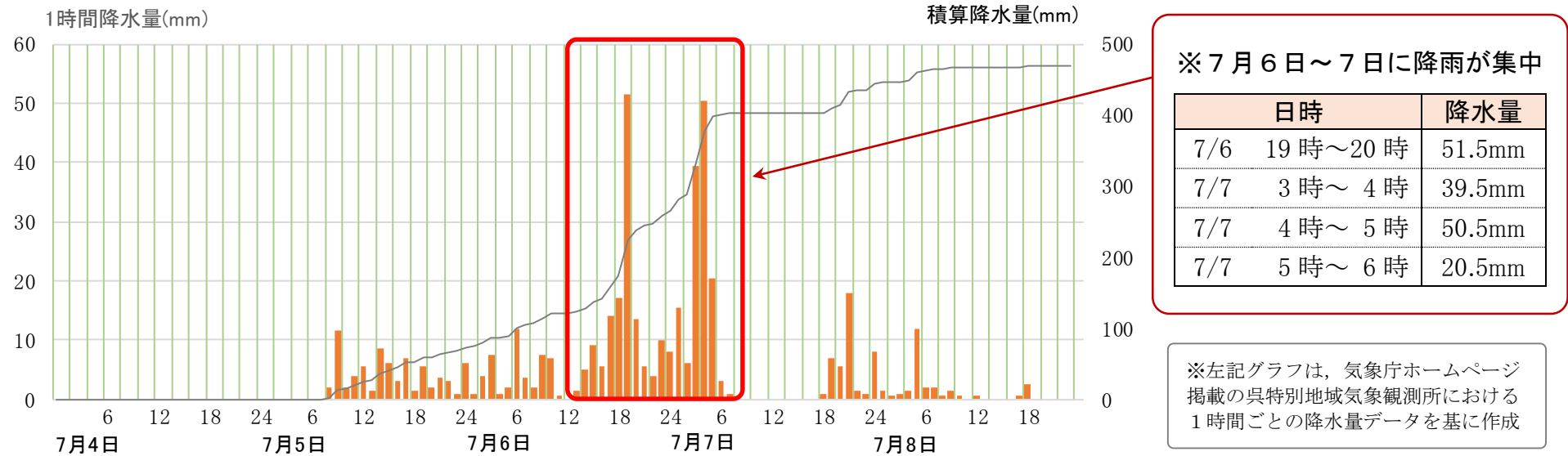
1 気象の状況

(1) 降雨の状況

- ①降り始め 7月3日(火) 6時
- ②降り終わり 7月9日(月) 8時
- ③市内最大雨量

項目	日時	場所	雨量
累加雨量	7/3(火) 6:50 ~ 7/9(月) 8:00	野呂川ダム観測所	677mm
時間雨量	7/6(金) 20:00 ~ 7/6(金) 21:00	内海観測所	64mm

(2) 降水量の推移 (観測場所：呉特別地域気象観測所)



(3) 7月3日から8日までの降水量 (観測場所：呉特別地域気象観測所)

日付	7月					
	3日	4日	5日	6日	7日	8日
日降水量	14.0mm	0.0mm	67.5mm	190.5mm	178.0mm	34.5mm
累計	14.0mm	14.0mm	81.5mm	272.0mm	450.0mm	484.5mm

出典：気象庁ホームページ

2 警報・避難情報等

日付	時刻	内容
7/5 (木)	8:08	大雨注意報発表
	16:33	洪水注意報発表
7/6 (金)	5:40	大雨警報発表
	7:45	避難準備・高齢者等避難開始発令 (土砂：市内全域)
	10:06	洪水警報発表
	18:00	避難準備・高齢者等避難開始発令 (洪水：二河川)
	18:10	土砂災害警戒情報発表
	18:20	避難勧告発令 (土砂：昭和・安浦・郷原)
	19:10	避難勧告発令 (土砂：市内全域)
	19:30	避難勧告発令 (洪水：二河川)
	19:40	大雨特別警報発表
	20:00	避難勧告発令 (洪水：黒瀬川)
	21:05	避難指示 (緊急) 発令 (土砂：市内全域)
	21:15	避難指示 (緊急) 発令 (洪水：二河川)
	21:30	避難指示 (緊急) 発令 (洪水：野呂川)
21:40	避難指示 (緊急) 発令 (洪水：黒瀬川)	
7/7 (土)	10:50	大雨特別警報解除, 大雨警報発表
	15:35	洪水警報解除, 洪水注意報発表
7/8 (日)	9:23	洪水注意報解除
	10:30	洪水注意報発表
	14:45	洪水注意報解除

日付	時刻	内容
7/9 (月)	4:00	土砂災害警戒情報解除
	4:23	大雨警報解除, 大雨注意報発表
	8:30	避難指示 (緊急) 一部解除 ※「安浦町中央北1丁目」, 「安浦町中央1・2丁目」は避難指示 (緊急) を継続
	10:06	大雨注意報解除
7/12 (木)	14:02	大雨注意報発表
	19:15	大雨注意報解除
7/13 (金)	13:25	避難指示 (緊急) 発令 (土砂：天応)
	16:10	避難指示 (緊急) (土砂：天応) 一部解除 ※「天応西条1丁目～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町」は避難指示 (緊急) を継続
	19:55	避難指示 (緊急) (土砂：天応) 解除 避難勧告発令 (土砂：天応西条1丁目～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町)
7/14 (土)	11:30	避難勧告解除 (土砂：天応西条1丁目～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町) 避難準備・高齢者等避難開始発令 (土砂：天応西条1丁目～4丁目)
	14:50	避難準備・高齢者等避難開始発令 (土砂) 一部解除 ※「天応西条1・2丁目 (一部地域)」, 「天応西条3・4丁目」は避難準備を継続
	19:35	避難指示 (緊急) (洪水：安浦) 解除により, 市内全域避難指示解除 ※避難準備は継続

日付	時刻	内容
7/28 (土)	15:20	避難勧告発令（土砂） （天応）天応福浦町，天応伝十原町，天応西条1～4丁目，天応東久保1・2丁目 （吉浦）長谷町，吉浦上城町，吉浦岩神町，吉浦松葉町，吉浦中町3丁目，吉浦本町3丁目，吉浦新出町，吉浦東本町2丁目 （安浦）安浦町大字女子畑，安浦町大字赤向坂，安浦町大字中畑（市原含む），安浦町大字下垣内，安浦町水尻1丁目 （音戸）音戸町先奥3丁目 避難準備・高齢者等避難開始発令（土砂：上記以外の市内全域）
	15:31	強風・波浪注意報発表
	21:21	大雨注意報発表
7/29 (日)	1:04	暴風・波浪警報発表
	4:10	大雨警報（土砂災害・浸水害）発表
	9:00	避難勧告（台風接近：市内全域）
	10:10	暴風・波浪警報解除，強風・波浪注意報発表
	13:39	大雨警報解除，大雨注意報発表
	14:40	避難勧告（台風接近）一部解除 ※次の地域は避難勧告を継続 （天応）天応西条1～4丁目，天応東久保1・2丁目 （吉浦）吉浦新出町，吉浦東本町2丁目，長谷町 （阿賀）阿賀南9丁目 （音戸）音戸町先奥3丁目 （安浦）安浦町大字中畑，安浦町大字下垣内，安浦町大字女子畑，安浦町大字赤向坂，安浦町水尻1丁目

日付	時刻	内容
7/29 (日)	17:10	避難勧告（台風接近）一部解除 ※安浦町大字中畑のうち市原地区は避難勧告を継続 避難準備・高齢者等避難開始発令（土砂：天応西条1丁目・2丁目の広島呉自動車道路から山側，天応西条3丁目・4丁目）
	18:21	大雨注意報解除
	22:04	強風・波浪注意報解除
7/30 (月)	8:30	避難勧告（台風接近：安浦町大字中畑のうち市原地区）解除 避難準備・高齢者等避難開始発令（土砂：安浦町大字中畑のうち市原地区）

【参考】現在発令中の避難情報（平成30年8月1日現在）

避難指示等	発令日時	発令日時
避難準備・高齢者等避難開始	7/29(日) 17:10	天応西条1・2丁目の広島呉道路から山側，天応西条3～4丁目
	7/30(月) 8:30	安浦町大字中畑のうち市原地区

【避難勧告等の発令基準の特例運用（平成30年7月17日）】

今後の降雨等で，土砂災害や洪水災害の懸念がある地域について，早く避難していただくために，避難勧告等を発令する時期を他の地域より早めた基準を定めました。

3 被害状況

(1) 被害総括表（平成30年8月1日現在）

被害区分		被害状況	
人	死者等	死者 24人 行方不明者 1人	
	負傷者	重症 5人 中等症 11人 軽症 6人	
		建物	全壊 226棟 大規模半壊 93棟 半壊 669棟 一部損壊 962棟 床下浸水 545棟 その他 9棟 小計 2,504棟
			土地
合計 2,897件			

被害区分	被害施設数等	主な被害施設等
商工業関係	工場等 312社	土砂等流入による建物等の被害
	商店街等 350店余り	店舗浸水, 商品等の冠水
農林水産業関係	農業関係 計42.7ha	水稻・野菜等の土砂崩れ等による被害
	水産業関係 338柵	カキ抑制柵の流出・破損
呉市関係	行政施設(事務所等) 6施設	天応市民センター(土砂流入)ほか
	生涯学習施設 9施設	老人福祉センター安浦内海会館(床上浸水, 土砂流入)ほか
	学校教育施設 10施設	天応中学校(土石流入)ほか
	医療福祉施設 5施設	安浦中央保育所(床上浸水)ほか
	環境衛生施設 11施設	吉浦墓地(法面崩壊等)ほか
	産業振興施設 3施設	グリーンピアせとうち(法面崩壊)ほか
	市営住宅 10施設	音戸西栗尻住宅(土砂流入)ほか
	その他公共施設 9施設	防災行政無線(破損)ほか
	小計 63施設	
	インフラ	公園 13か所
土木施設(道路・橋りょう等) 371か所		内海市原線(道路埋塞)ほか
農林施設(農道等) 341か所		農道豊浜大橋線(法面崩壊)ほか
港湾・漁港施設 24か所		川原石第1物揚場(土砂による埋塞)ほか
上下水道施設(工業用水道施設含む) 312か所		柳迫第一ポンプ所(全壊)ほか
小計 1,061か所		
普通財産 17施設	山林(法面崩壊)ほか	

被害区分		主な被害状況等	
国道	国土交通省	国道31号 崩土・冠水:3か所	
		国道185号 崩土・損壊:6か所	
		東広島呉自動車道 崩土:1か所	
	広島県	NEXCO	広島呉道路 崩土:1か所
		道	国道375号 崩土・損壊:3か所
			国道487号 崩土:6か所
			呉平谷線 崩土:1か所
			矢野安浦線 崩土・損壊:2か所
			音戸倉橋線 崩土:12か所
			呉環状線 崩土・損壊:7か所
			下蒲刈川尻線 崩土:2か所
		一般県道瀬野呉線外11路線 崩土等:35か所	
		河川等	広島県
砂防指定大屋大川外94溪流 261か所			
急傾斜地西谷町7外52地区 67か所			

※負傷者数は、豪雨災害の直接起因による人数を、建物・土地の被害状況は、り災証明に係る現地調査完了件数を記載しています。
※今後の詳細な調査等により、被害箇所数等が変更になる可能性があります。

(2) 被害総括表の明細

① 人的被害及び建物・土地被害の明細

(単位：人、棟、件)

被害区分		中央 (本庁)	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天応	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊	合計	
人	死者	2	3		1				11					2		1	4			24	
	行方不明者								1											1	
	負傷者	重症								3				1				1			5
		中等症				2				6								3			11
		軽症					1	1		2					1		1				6
		小計				2	1	1		11				1	1		1	4			22
建物・土地	全壊	13	15	4	16	5	1	4	70	5		2	9	10	18	5	43	5	1	226	
	大規模半壊	2	4		3	8			39	2				1	3	2	29			93	
	半壊	18	15	4	15	22	5	4	157	27	1		17	35	17	1	328	2	1	669	
	一部損壊	76	25	10	50	83	4	11	139	62	4	4	68	67	32	10	309	3	5	962	
	床下浸水	6	15	6	52	102	4	4	81	39	2	4	38	21	30	3	132	2	4	545	
	その他				2		1			1					5					9	
	小計	115	74	24	138	220	15	23	486	136	7	10	132	134	105	21	841	12	11	2,504	
	土地	崩壊	26	1	10	12	4	3	4	2	22	3		8	10	12	3	3	2		125
		陥没	1	1		1	1		1		3	2	2		1	2	1	5	1		22
		埋没				1		2			3		1	1			1				9
		流出	4	1	1	6	2	4	1	2	6	4	4	4	4	9	1	4	2	2	61
		その他	9	3	12	12	4	7	1	8	14	3	5	9	17	23	3	40	6		176
		小計	40	6	23	32	11	16	7	12	48	12	12	22	32	46	9	52	11	2	393
合計	155	80	47	170	231	31	30	498	184	19	22	154	166	151	30	893	23	13	2,897		

※負傷者数は、豪雨災害の直接起因による人数を記載しています。
 ※建物・土地の被害状況は、り災証明に係る現地調査完了件数を記載しています。
 ※今後の詳細な調査等により、被害箇所数等が変更になる可能性があります。

② 商工業関係

区 分	被害箇所	被害状況
工場等	市内全域 312社	・土砂等流入，浸水等による建物，機械設備，製品，敷地等の被害 ・断水による一時操業停止等
商店街等	中央地区，吉浦商店街等 350店余り	・店舗浸水，商品等の冠水

③ 農林水産業関係

ア 農業関係

区 分	被害面積	被害状況
水 稲	30.0ha	土砂崩れ，土砂流入，陥没，流出
野 菜	6.4ha	土砂崩れ，土砂流入，陥没，冠水
花 き	0.3ha	土砂流入，冠水
果 樹	6.0ha	土砂崩れ，土砂流入
合 計	42.7ha	

イ 林業関係

区 分	被害箇所	被害状況
林業経営	なし	なし

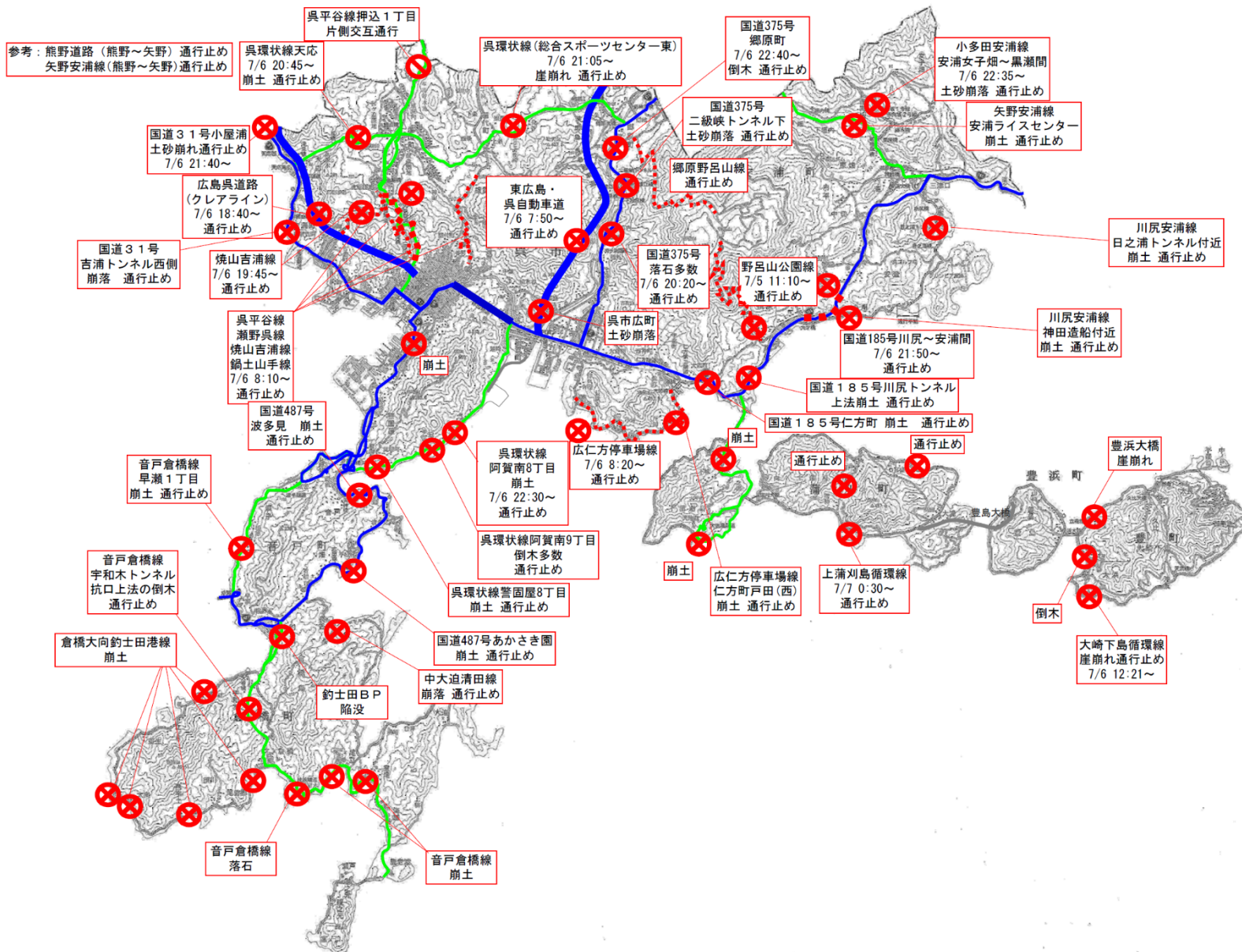
ウ 水産業関係

施設名	被害棚数	被害状況
カキ抑制棚	338 棚	流失・破損

④ 呉市関係

区分	被害施設数等	主な被害施設等
ア 公共施設	63 施設	
行政施設（事務所等）	6 施設	天応市民センター（土砂流入），東消防署安浦出張所（床上浸水），安浦内海分団中央3丁目詰所（床上浸水），安浦保健出張所（床上浸水），福祉会館（床上浸水）等
生涯学習施設	9 施設	老人福祉センター安浦内海会館（床上浸水，土砂流入），安浦歴史民俗資料館（土砂流入），天応ふれあい集会所（床上浸水，土砂流入），総合スポーツセンター（土砂流入）等
学校教育施設	10 施設	天応中学校（土石流入），安浦小学校（床上浸水，土砂流入），音戸小学校（床上浸水，土砂流入），安浦中学校（床上浸水，土砂流入）等
医療福祉施設	5 施設	安浦中央保育所（床上浸水），音戸児童会（床上浸水），安浦さつき児童会（床上浸水），横路バンビ児童会（床上浸水），倉橋保育所（土砂流入）
環境衛生施設	11 施設	吉浦墓地（法面崩壊等），二河墓地（法面崩壊等），望地墓地（法面崩壊等），呉市斎場（法面崩壊），芸予環境衛生センター（土砂流入），安浦処理場（土砂流入）等
産業振興施設	3 施設	グリーンピアせとうち（法面崩壊），くらはし産業館万葉の里（法面崩壊），恵みの丘蒲刈（法面崩壊）
市営住宅	10 施設	音戸西栗尻住宅（土砂流入），須川津ノ田アパート（土砂流入），室尾住宅（土砂流入），安浦水尻アパート（土砂流入），安浦ひらきアパート（土砂流入）等
その他公共施設	9 施設	防災行政無線（破損），イントラ通信回線（ケーブル損傷），CATV通信回線（ケーブル損傷），倉橋火山遊歩道（法面崩壊，陥没等）等
イ インフラ	1,061 箇所	
公園	13 箇所	二級峡公園（橋りょう破壊），串山公園（法面崩壊），音戸の瀬戸公園（法面崩壊），その他法面崩壊等10箇所
土木施設 （道路・橋りょう・河川等）	371 箇所	内海市原線（道路埋塞），川尻本線1号（路肩崩壊），真光寺橋（橋りょう破壊），大屋大川（河川埋塞），水尻川（護岸崩壊），その他法面崩壊等366箇所
農林施設 （農道・水路・林道）	341 箇所	農道豊浜大橋線（法面崩壊），農道豊岡村線（上法ブロック崩壊），林道郷原野呂山線（法面崩壊），林道寒那火山線（路面崩壊），その他法面崩壊等337箇所
港湾・漁港施設	24 箇所	川原石第1物揚場（土砂による埋塞），仁方川尻新開護岸（土砂による埋塞），その他22箇所
上下水道施設 （工業用水道施設含む）	312 箇所	柳迫第一ポンプ所（全壊），二級水源地（施設機能停止），天応焼山污水幹線（管きよの破断），その他309箇所
ウ 普通財産	17 施設	苗代町，豊浜町，川尻町山林（法面崩壊），三津口西自治会館（床上浸水），旧倉橋東小学校（土砂流入），旧大入小学校（土砂流入）等

【参考】市内道路網の通行規制の状況（平成30年7月7日 11時現在）



4 市の対応

(1) 災害対策本部の設置等

日時	体制等
7/5 (木) 8:08	災害監視体制
7/6 (金) 5:40	災害注意体制
7/6 (金) 16:00	防災対策会議
7/6 (金) 17:00	災害警戒体制

日時	体制等
7/6 (金) 19:00	災害対策本部設置 (継続中)
7/7 (土) 4:00	災害対策本部会議
7/10 (火) 15:00	災害対策本部調整会議

※以降、本部会議又は調整会議を定期的に開催

(2) 避難所の開設

区分	避難所数	避難世帯数	避難者数	備考
最大	134 施設	409 世帯	1,418 人	7/9 (月)時点
8/1 (水)現在	8 施設	88 世帯	141 人	安浦まちづくりセンター ほか

【医療・保健対応】

- ・天応・安浦まちづくりセンターに医療救護班を派遣・設置(呉市医師会, 日本赤十字社)
- ・市保健師が各避難所等を巡回し, 健康相談等を実施

(3) 断水への対応

①断水世帯・断水人口

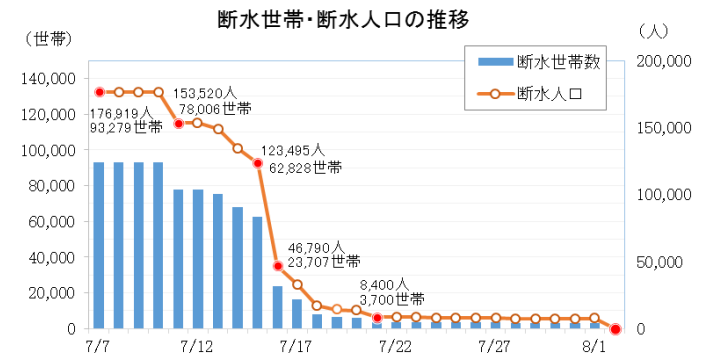
区分	断水世帯	断水人口	備考
最大	78,006 世帯	153,520 人	7/7 (土) [断水発生日]

②給水拠点の設置

区分	給水拠点等	備考
最大	60 か所	市内全域の給水拠点, 臨時給水所の計

※その他, 市プールの雑排水用の給水場所を設置

※8月2日(木)に川尻地区へ給水したため, 道路・河川・家屋等の復旧にあわせて水道の復旧作業を行う世帯を除き, 断水は解消



【参考】給水拠点等設置箇所数(最大: 7/13(金))

区分	天応	吉浦	中央	宮原	警固屋	阿賀	広	仁方
給水拠点	2	4	7	1	2	6	10	3
臨時給水所			1	1		1		
合計	2	4	8	2	2	7	10	3

区分	川尻	安浦	音戸	倉橋	下蒲刈	蒲刈	合計
給水拠点	5	1	3	7	2	1	54
臨時給水所		1	1		1		6
合計	5	2	4	7	3	1	60

(4) リ災証明書等の発行の迅速化

被災者の生活再建の第一歩につながるリ災証明書の早期取得に向けて、静岡県を始めとする派遣職員の応援を得ながら1日最大82名体制（うち派遣職員26名）で、当該証明書発行の迅速化を図った。

また、被害が甚大で避難者の多かった天応・安浦地区において、市職員が避難所を訪問し、避難者の皆さん一人一人に声を掛けながら、当該申請書の受付を行った。

さらに、長時間断水が続いた川尻地区のうち、一帯が浸水を受けた地域において現地調査に併せ、交付申請をされていない方の自宅を戸別に訪問して当該申請書を受付け、その場で直ちに調査を実施することで、判定及び当該証明書発行の迅速化を図った。

(5) 災害ごみや土砂等の受入れ

- ①災害による家財等の家庭系ごみ（いわゆる災害ごみ）や私有地に堆積した土砂や流木等を広多賀谷多目的広場へ受入れ
- ②全壊家屋及び宅地内の土砂混じりがれきの撤去の受付開始（8月2日（木）～）

(6) 住まいの確保

①公営住宅等の提供

住居が被害を受け、居住できない被災者に対して、市営住宅等を目的外使用として提供（被害状況により最長2年間）

②民間賃貸住宅借上げ制度

住居が被害を受け、居住できない被災者に対して、県が民間の賃貸住宅を借り上げた上で、避難用住居として提供（被害状況により最長2年間）

③仮設住宅の提供

住居が被害を受け、居住できない被災者に対して、建設型の応急仮設住宅を提供（最長2年間）

団地名	所在地	戸数
天応大浜応急仮設団地	呉市天応大浜3丁目地内	40戸
安登公園応急仮設団地	呉市安浦町安登西6丁目3番地	40戸

(7) 交通・渋滞対策（呉市渋滞・交通対策チームの取組）

①災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」の運航

広駅以東の交通手段の確保と渋滞緩和を図るため、①川尻・安浦地区と呉方面、②仁方地区と呉方面を結ぶ災害時緊急輸送船を臨時運航

②呉駅西駐車場供用開始時間の繰上げ

呉線での代行バス運行に対応するため、7月21日（土）から呉駅西駐車場の供用開始時間の繰上げを実施

※【従来】午前6時30分～午前1時 ⇒ 【対応】午前5時～午前1時（1時間30分の繰上げ）

③その他の取組

渋滞緩和を図るため、市民と企業にバスの利用、時差出勤・フレックスタイムの導入、操業時間の見直し等呼びかけ

(8) その他の支援制度

区分	支援制度	制度の概要	担当課
①総合窓口	被災者支援窓口の設置	被災者の生活上の相談（生活再建，住まい，ごみ，給水，道路・交通等）の受付や被災者支援に関する情報の提供 平日：8：30～20：00 土日祝日：8：30～17：00	市民窓口課 人権センター
②証明	り災証明書の発行	被害を受けた家屋等について，被災者からの申請に基づき，速やかに被害状況を調査しり災証明書を交付	収納課
③見舞金等	災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族に250万円支給（生計維持者の場合は500万円）	福祉保健課
	災害障害見舞金	災害により重度の障害者となった方に125万円支給（生計維持者の場合は250万円）	福祉保健課
	呉市災害見舞金	1世帯につき全壊＝6万円，半壊＝4万円，床上浸水＝2万円，重傷者＝3万円を支給	福祉保健課
	広島県災害見舞金	1世帯につき全壊＝30万円，半壊＝10万円を支給	福祉保健課
	災害見舞金（呉市社会福祉協議会）	1世帯につき全壊・流失＝1万円，半壊＝5,000円，死亡＝1万円を支給	呉市社会福祉協議会
	被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊，大規模半壊又は半壊解体となった世帯等に被害程度・住宅の再建方法に応じて最高300万円を支給	福祉保健課
④減免	個人市民税の減免	居住に係る住宅又は家財の損害の程度により，前年の合計所得金額に応じて，8分の1から10分の10までの割合で減額又は免除	市民税課
	固定資産税・都市計画税の減免	土地・家屋・償却資産について，災害により減少した価値の程度により，10分の4から10分の10までの割合で減額又は免除	資産税課
	税務関係証明手数料の免除	被災に係る融資，公営住宅への入居等の手続に必要な所得証明書等の交付手数料を免除	市民税課 資産税課
	住民票等交付手数料の免除	被災に係る融資，公営住宅入居手続等に必要な住民票等の交付手数料を免除（コンビニでの交付は除く。）	市民窓口課
	通知カード・マイナンバーカードの再交付手数料の免除	天災により通知カード及びマイナンバーカードを紛失し，消失し，または著しく損傷した場合の再交付手数料を免除	市民窓口課

区分	支援制度	制度の概要	担当課
④減免	呉市有線テレビジョン放送施設の使用料の免除	災害救助法による救助が行われた区域内で、半壊又は床上浸水以上の被害を受けた加入者に対し、当該救助の期間の初日の属する月分及び翌月分の使用料の全額を免除	情報統計課
	障害福祉サービス等利用者負担額の免除	災害により自宅建物が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた場合、障害福祉サービス等の利用者負担額を被災した月（平成30年7月）から1年間全額免除	障害福祉課
	国民健康保険料の減免	災害により住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合又は主たる事業の用に供する資産に受けた損害額（保険金等により補填された額を除く。所得による制限あり。）が資産の20%以上の場合、災害が発生した日から1年以内に到来する納期に係る保険料を12.5～100%の割合で減免	保険年金課
	後期高齢者医療保険料の減免	住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合、災害が発生した月から1年間の保険料全額を月割で減免	保険年金課
	国民年金保険料の免除	被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合、保険料を免除（所有財産のおおむね2分の1以上の損害）	保険年金課
	国民健康保険の一部負担金の免除	住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、一部負担金（窓口負担）の支払を免除	保険年金課
	後期高齢者医療の一部負担金の免除	住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、一部負担金（窓口負担）の支払を免除	保険年金課
	介護保険料の減免	災害により住家の全壊（全額）、半壊・床上浸水（半額）、生計維持者の死亡、傷病等一定の要件に該当する場合、保険料を減免	介護保険課
	介護サービス利用料の免除	住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、一部負担金（窓口負担）の支払を免除	介護保険課
	総合事業サービス（指定事業所提供分）利用料の免除	住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、介護予防・生活支援サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、一部負担金（窓口負担）の支払が免除	介護保険課

区分	支援制度	制度の概要	担当課
④減免	保育料の減免	保育所等入所児童の属する世帯が現に居住している住宅等が災害による被害を受けた場合、 全壊：全額減免，半壊：半額減免，一部損壊・床上浸水：25%減免（1年間）	子育て施設課
	放課後児童会分担金の免除	放課後児童会入会児童の属する世帯が現に居住している住宅等が災害により全壊・半壊・一部損壊・床上浸水：全額免除（1年間）	子育て支援課
	斎場使用料の免除	災害により死亡された方に対する斎場使用料を免除	環境政策課
	消防関係手数料の免除	災害により被害を受けた危険物施設を現状復旧する場合，設置・変更許可申請等の手数料を免除	消防局予防課
	上下水道料金等の免除	(1) 居住用の家屋が，全壊，半壊，一部損壊及び床上・床下浸水したお客様について，当該者の居住用家屋の上下水道料金等を次のとおり免除（申請必要） ア 災場所に係るり災日の属する1期分（2か月）の料金 イ 家屋全壊・半壊等のため市内に転入居した場合，その転入居先における入居した日の属する期から次の期間に係る上下水道料金等 ・全壊，半壊・・・最長12期（2年）分 ・一部損壊，床上及び床下浸水・・・最長3期（6か月）分 (2) 断水したお客様について，上下水道料金等の基本料金（7月分）を免除（申請不要）	上下水道局 営業課
⑤期限延長	市税の申告・納付等の期限延長	(1) 市が指定する災害のあった地域について，その地域に住所や主たる事務所等のある方に係る市税の申告，申請，請求等書類の提出期限と，納付又は納入期限を延長 (2) 指定した地域外の方について，災害により期限内に申告・納付等が困難である方には，申請により期限を延長	収納課 市民税課 資産税課
⑥生活環境 【再掲】	災害ごみの受入れ	当分の間，災害による家財等の家庭系ごみ（災害ごみ）を市施設で受入れ（申告によりり災証明書は不要）	環境政策課
	土砂・流木等の受入れ	災害により私有地に堆積した土砂や流木等の受入れを実施 場所：広多賀谷集積場等	土木維持課

区分	支援制度	制度の概要	担当課
⑦住まい	住宅の応急修理費用の補助	災害のため住居が半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となる住家の居住者に58万4千円を限度に補助	建築指導課
	公営住宅等の提供 【再掲】	住居が被害を受け、居住できない被災者に対して、市営住宅等を目的外使用として提供（被害状況により最長2年間）	住宅政策課
	民間賃貸住宅借上げ制度 【再掲】	住居が被害を受け、居住できない被災者に対して、県が民間の賃貸住宅を借り上げた上で、避難用住居として提供（被害状況により最長2年間）	住宅政策課
	仮設住宅の提供 【再掲】	住居が被害を受け、居住できない被災者に対して、建設型の応急仮設住宅を提供（最長2年間）	住宅政策課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により危険な状態となった住宅の解体費や、移転して新たに建設（購入）する住宅の経費を補助（解体費最大80万2千円及び建設資金等の借入金利子分（年率費8.5%まで）） ※空き家は対象外であり、解体後の敷地には住宅は建設できない等の条件があります。	建築指導課
⑧融資・貸付金 (個人向け)	災害援護資金の貸付け	災害により負傷、全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害が生じた世帯に資金を貸付け（所得制限あり、貸付限度額最高で350万円）	福祉保健課
	生活福祉資金の貸付け	(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる費用を貸付け（低所得者世帯、障害者世帯等が対象。貸付限度額：150万円。貸付利子：（保証人有り）無利子・（保証人無し）1.5%。災害援護資金貸付制度の対象者を除く。） (2) 災害により被害を受けた住宅の補修・改築等に必要経費を貸付け（低所得者世帯、障害者世帯等が対象。貸付限度額：250万円、貸付利子：（保証人有り）無利子・（保証人無し）1.5%、災害援護資金貸付制度の対象者を除く。） (3) 被災された方で、県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に、1世帯につき10万円（特別な場合は、20万円）を無利子で貸付け（今回の災害に対する特例給付）	呉市社会福祉協議会

区分	支援制度	制度の概要	担当課
⑧融資・貸付金 (個人向け)	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、母子・父子・寡婦世帯が住宅の建設、購入、改修等を行う場合、貸付限度額を150万円から200万円に引上げ	子育て支援課
	災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構)	災害により被害が生じた住宅の所有者等を対象に、住宅の建設、購入、補修等の資金を融資（住宅や敷地の面積等で要件あり。） 固定金利（猶予期間中の金利引下げあり） ※り災証明書の提出等条件あり	建築指導課
	急傾斜地復旧整備事業資金融資	高さ2m以上で傾斜角30度以上の住宅がけ又は宅地に隣接するがけを復旧する者に500万円を限度に金融機関が融資し、その利子を全額呉市が補助	土木総務課
⑨融資・貸付金・相談・その他 (法人・団体・事業者向け)	呉市中小企業融資制度 (災害復旧)	被害を受けた中小企業者等に対し、運転・設備資金を融資 ・融資限度額1,000万円 ・融資期間10年以内（据置期間2年以内） 利率1.1%	商工振興課
	呉市農林水産業融資制度	災害により被害を受けた農地等の復旧に必要な資金を融資 ・対象：市内の農業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体 ・申込窓口：呉農協，ゆたか農協，芸南農協	農林水産課
	農業災害特別対策資金	農業経営の維持及び生活の安定に必要な資金，被害を受けた農業施設の取得等に必要な資金を融資 ・対象：市内の農業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体 ・申込窓口：呉農協，ゆたか農協，芸南農協	農林水産課
	漁業災害特別対策資金	災害により被害を受けた漁業施設・漁船等資材の復旧に必要な資金，漁業経営の復旧及び生活の安定に必要な資金を融資 ・対象：市内の漁業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体 ・申込窓口：広島県信用漁業協同組合連合会	農林水産課

区分	支援制度	制度の概要	担当課
⑨融資・貸付金・相談・その他 (法人・団体・事業者向け)	インキュベーション施設の一時使用許可	災害により被害等を受けた事業所に対するインキュベーション施設の一時的使用許可 ・対象施設：呉チャレンジ・コア，呉サポート・コア ・受付期間：8月10日まで(空室状況により9月28日まで) ・許可期間：原則として1年まで	商工振興課
	国の「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」に基づく事業者向け相談窓口	被災した中小企業者等の施設・設備の復旧に要する費用の一部を補助する「グループ補助金」や、小規模事業者向けの「持続化補助金」など中小企業者・小規模事業者に対する支援に関する相談	商工振興課
		被災地への旅行が一人1泊当たり最大6,000円割引になる宿泊料金の低廉化や観光プロモーション支援など観光業の風評被害対策に関する相談	観光振興課
		農業・漁業の経営維持や一日も早い経営再開に向けた農業者・漁業者に対する支援に関する相談	農林水産課
⑩相談	法律相談	法律相談（住宅，土地，相続，労働問題，災害に便乗した悪徳商法等，被災に関する相談）	市民窓口課
	生活困窮・生活保護に関する相談	生活困窮者自立支援法・生活保護法に基づく援助	生活支援課
	健康相談	保健師による一般健康相談等	健康増進課
	外国人相談窓口	日本語ができない人の各種相談	国際交流センター

5 ボランティアの状況

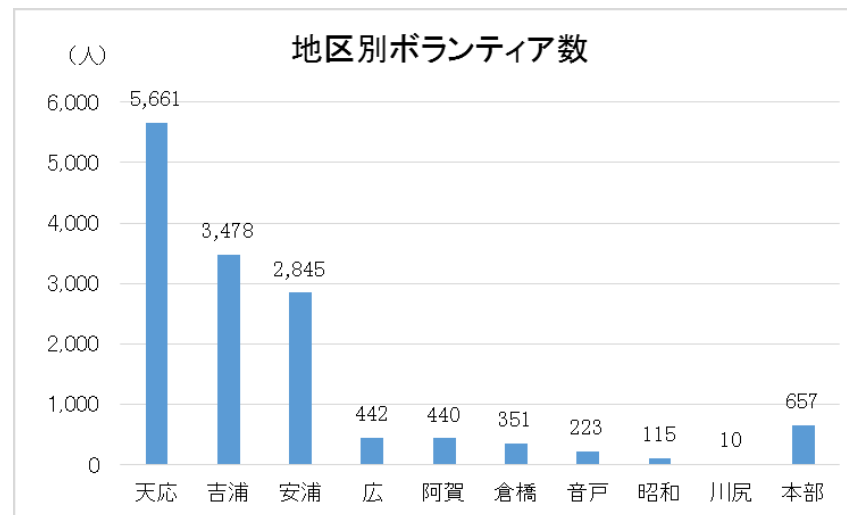
(1) 参加人数（くれ災害ボランティアセンター及び現地受付分）

7月10日（火）～31日（火）の累計：14,222人

(2) 地域の活動拠点

天応地区、安浦地区、倉橋地区 ほか

7月	総計	地区別人数(単位:人)									
		天応	吉浦	安浦	広	阿賀	倉橋	音戸	昭和	川尻	本部
10 (火)	425	387	7	11							20
11 (水)	753	609	96	18							30
12 (木)	1,055	835	118	32							70
13 (金)	1,047	830	65	76	10	43					23
14 (土)	1,369	0	901	221	122	86	16		3		20
15 (日)	2,016	338	863	470	142	81	92	10			20
16 (月)	1,628	418	866	242	26	31					45
17 (火)	307	134	40	74	19	20					20
18 (水)	376	164	40	96		23	16		10		27
19 (木)	356	127	40	97		16	13	12	11		40
20 (金)	325	134	10	86		12	9	14	11		49
21 (土)	766	176	134	236	27	22	16	79	21		55
22 (日)	1,098	328	112	373	96	21	36	72	21		39
23 (月)	391	181	25	126		5	23				31
24 (火)	353	179	25	78		16	28				27
25 (水)	297	129	25	78		14	21				30
26 (木)	357	147	25	110		17	18		20		20
27 (金)	293	157		86		10	22				18
28 (土)	688	263	61	229		14	24	36	18		43
29 (日)		※台風のため、活動休止									
30 (月)											
31 (火)	322	125	25	106		9	17			10	30
合計	14,222	5,661	3,478	2,845	442	440	351	223	115	10	657



6 市長指示・関係機関への要請等

日 時	内 容
7/7 (土)	○ 市長メッセージ「呉市民の皆様へ」ウェブページ掲載
7/9 (月)	○ 今後の災害対応に関し、人命救助に加え、水道やインフラの復旧、生活用水を含む生活物資を市民の皆様にお届けすること等についての遺漏なき対応、関係機関との密接な連携等を職員に指示
	○ 給水車の増派要請、特に優先して復旧が必要な道路（東広島呉道路、国道31号（坂町水尻崩落）、国道185号（川尻トンネル崩土・仁方町陥没））等について知事に要請 →給水車：7月10日（火）以降、各自治体・陸上自衛隊等からの給水応援 道路：7月11日（水）までに通行可能
7/11 (水)	○ 応急復旧対策期間中の安芸灘大橋の無料開放を知事に要請 →同日17:00から無料開放
7/13 (金)	○ 人命救助を最優先に行ってきた地域（天応、吉浦新出町、安浦町市原・中畑・下垣内）の二次災害対策の更なる促進のための支援強化について、国・県に要請
	○ 避難指示地域（天応地区）の現地調査のため、陸上自衛隊のヘリコプターの出動要請。専門家と現地調査及び対応措置を実施し、安全確認を行った上で、避難指示（緊急）を解除し、避難勧告に変更
7/14 (土)	○ 石井国土交通大臣に天応地区の被災状況説明、次の支援を要望 ・二次被害防止のための土砂の早急な撤去 ・被災された方々の住宅対策 ・クレーンやJR呉線など交通の早急な復旧 ・砂防（土石流・急傾斜地対策）事業についての特段の配慮 ・河川（浸水対策）事業についての特段の配慮 ・復旧・復興に向けての人的・技術的支援 ・激甚災害の早期指定 ・災害復旧事業に係る財政支援

日 時	内 容
7/15 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小此木防災担当大臣に天応地区の被災状況説明，次の支援を要望 (短期的な要望) <ul style="list-style-type: none"> ・二次被害防止のための土砂の早急な撤去 ・クレーンや呉線などの早急な機能回復 ・被災者の生活再建のための幅広い支援 ・激甚災害の早期指定 (中長期的な要望) <ul style="list-style-type: none"> ・道路の強靱化，特に呉平谷線の建設 ・砂防（土石流・急傾斜地対策）事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・被災された方々の住宅確保 ・災害廃棄物処理の促進 ・復旧・復興に向けての人的・技術的支援 ・災害復旧事業のための財政支援 ・J R 呉線の恒久的な機能強化 ・河川（浸水対策）事業の促進
7/16 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小野寺防衛大臣にこれまでの自衛隊支援へのお礼と次の支援を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止や生活の回復のため土石の排除 ・がれきや土砂など廃棄物の運搬
7/17 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府，厚生労働省を通じて，川尻地区の断水の原因となっているポンプの修理に最善を尽くしてはいるが，なお復旧までに時間を要することから，不便な土地に住んでいる高齢者など，住民の要望をきめ細かく丁寧聞いて対応するよう職員に指示
7/18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野田総務大臣の代理で来呉された消防庁の稲山長官に被災概要説明，次の支援を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興のための人的・技術的支援 ・災害に強い情報通信インフラ及び行政情報ネットワーク再構築 ・地方交付税等による財政支援 ・復旧・復興のための地方債制度による財政支援
7/18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道31号を始めとする市内各所での大渋滞への対策として都市交通の専門家等からなる「呉市渋滞対策委員会」を設置。委員会からの提案により，市民と企業に次の呼びかけを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・マイカーを控え，バスを利用する。 ・マイカー相乗りをする。 ・時差出勤・フレックスタイムの導入 ・操業時間の見直し，サマータイムの導入 等

日 時	内 容
7/21 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安倍内閣総理大臣に安浦地区で被災状況を説明。その後、呉市役所にて意見交換し、次の事項を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・交通網の早期復旧 ・土砂の早急な撤去 ・被災者の住宅確保支援 等
7/23 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 呉商工会議所の神津会頭を通じて呉市内の企業に次の事項を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤時の渋滞緩和に向けて、相乗りやテレワーク、時差出勤などを行っていただくこと ・住宅を失った被災者のために、天応・安浦地区で企業が保有する社宅を提供していただくこと
7/25 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省，総務省，厚生労働省，環境省にお礼と復興支援のお願い ○ 観光庁に観光による復興支援のお願い
7/28 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風12号の接近に伴う避難勧告発令（一部地区）後，消防広報車で市民に早期避難を直接呼びかける。
7/29 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風12号の接近に伴う避難勧告発令（市内全域）後，防災行政無線で市民に早期避難を直接呼びかける。
8/3 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく対応について，各対策部へ指示
8/7 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度呉市一般会計ほか5会計8月補正予算 総額33,243,880千円 専決処分 <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計 32,000,180千円 ・特別会計 145,800千円（集落排水事業143,300千円 内陸土地造成事業2,500千円） ・企業会計 1,097,900千円（水道事業386,900千円 工業用水道事業311,200千円 下水道事業399,800千円）

このほか、次の事項を始めとした災害応急対策、復旧・復興対策について、職員に対し指示を行うとともに、関係機関に必要な措置・支援等を随時要請

- 行方不明者の捜索
- 被災現場の復旧等の体制増強
- 給水ポイントの増加
- 病院、高齢者等や長期断水地域への水の配送
- 避難所の生活環境の改善
- 災害廃棄物対策
- 被災者の住宅確保 など